

部局名：

法学部

部局長名：

河原 祐馬

目標・取組		目標・取組の実施状況(成果)及び新たに生じた課題等 (部局での検証とそれに対する取組)
<p>①教育領域</p> <p>1. 入試の実施状況 ①入学者選抜のあり方の検討：引き続き、大学入試改革方針を踏まえて、R3年度入試から変更される個別学力試験について、調査書の活用などによる主体性の評価を含めた「学力の3要素」を総合的に評価する入学者選抜のあり方を検討する。 ②入試募集人数の検討：引き続き、グローバル・ディスカバリー・プログラムに関わる法学部の入試募集人数について入試委員会を中心に検討する。</p> <p>2. 教育の実施体制 ①新しい教育カリキュラムの着実な実施と問題点の検証：2019年度は新カリキュラム(3コース制及び60分4学期制)の適用1期生が4年次を迎えることから、教務委員会を中心に、学生の単位修得状況など、教育効果を検証し、必要に応じて改善を行う。 ②教員の教育方法の継続的な向上策：教育フォーラムやピアレビューなどを実施し、講義方法等についての意見交換をはかるなど、教育方法の改善を継続的に検討してゆく。</p> <p>3. 教育方法・内容 ①教育における法務研究科との連携：リーガルライティング演習を核に、法務研究科への接続教育の領域を中心として、部局の別を超えて相互に必要な授業を担当するなど、法務研究科との教育上の連携を一層強化する。 ②実践的教育の高度化：引き続き、弁護士会、司法書士会、地元自治体、地元企業などの協力のもと実践的な授業を開講する。また、インターンシップ等を利用して裁判所や弁護士事務所、県庁や市役所などにおける実践的な研修を行う。 ③法友会を通じた学生の自主的学習の支援：金沢大学などと連携しつつ、学生サークル法友会を通じて学生の自主的勉強会や法教育事業の実施など学生の自主的学習を促進する。 ④教育における国際的な連携：「海外特別演習」を引き続き開講し、学生のグローバルな関心を高め海外との交流を促進するとともに、その問題点を検証する。また、金光基金をもとに学生の国際的な派遣・受け入れについて支援する。 ⑤キャリア支援：引き続きインターンシップを実施する。また、学部独自の企業説明会を開催するとともに、その問題点を検証し、必要があればより適切な実施方法について検討してゆく。</p> <p>4. 教育の成果 ①学生の教育と進路の連関性についての調査を行い、就職率向上のための情報収集に努める。</p>	<p>関連する 年度計画の番号</p> <p>【74-1】</p>	<p>教育領域における目標・取組の実施状況及び新たに生じた課題等</p> <p>1. 入試の実施状況 ①入学者選抜のあり方の検討：大学入試改革方針を踏まえて、R3年度入試から変更される個別学力試験について、「学力の3要素」を総合的に評価する入学者選抜のあり方を検討し、調査書を考慮することを決定した。 ②入試募集人数の検討：グローバル・ディスカバリー・プログラムに関わる法学部の入試募集人数について、前期日程の定員から4名、後期日程の定員から3名拠出することとした。</p> <p>2. 教育の実施体制 ①教務委員会を中心に、60分・4学期制ならびに3コース制についての問題点を検証し、「2021年度からの見直し」に関する事項(「またがり科目」など)を検討した。また、演習の選抜方法を変更し、スムーズに所属ゼミを決定できるようにした。 ②7月にピアレビューを実施した。また、9月と12月に教育フォーラムを実施し、法曹コースや夜間主の地域教育プログラムなどについて意見交換を行い、教育方法の改善を検討した。</p> <p>3. 教育方法・内容 ①「法解釈の基礎a-d」や「リーガルライティング演習Ⅰ-Ⅷ」などの科目を法学部教員と法務研究科教員が協力して開講した。また、演習Ⅰおよび演習Ⅱをそれぞれ2つずつ法務研究科教員が担当した。さらに、2020年度から、これまで法学部が担当してきた教養(知的理解科目)1単位を法務研究科に担当してもらうことを取り決めた。これらによって、法学部と法務研究科の教育面での連携を一層深めた。 ②弁護士会と連携して「法実務入門、法実務」を、司法書士会と連携して「不動産登記法a,b」を、地元自治体と連携して「公共政策論」を、地元企業と連携して「企業法務論」をそれぞれ開講し、実践的な授業を一層充実させた。 ③法友会は、金沢大学と9月にディベート大会、3月にプレゼンテーション発表会を開催したほか、7月に岡山地方検察庁、1月に岡山地方検察局の見学学習を行った。法教育事業では、10月に一宮高校で、11月にジュニア・ロースクール岡山で、2月に清心中学校で、SNSへの書き込み等に関する内容の授業を実施した。 ④引き続き「海外特別演習」を開講し、今年度は台湾及び中国における演習を実施した。これにより、学生のグローバルな関心を高めた。 ⑤引き続き学部独自の企業説明会を実施し、また、インターンシップも実施した。これらは適切に実施されており、今のところ特に問題点は見つかっていない。</p> <p>4. 教育の成果 ①新制度の適用1期生にあたる現4回生を対象に「教育(3コース)と進路の連関性」について調査したところ、この報告書作成時点で把握できた資料に基づけば、公共法政コースで企業に就職した者(14人)や法律専門職コースで公務員または企業に就職した者(4人)が一定数いるものの、大多数は「公共法政→公務員、企業法務→企業、法律専門職→進学」の図式通りに進路が決まっており、教育と進路に高い連関性があることを確認できた。</p>
<p>②研究領域</p> <p>1. 研究の実施体制ならびに実施状況 ①研究条件の整備：H30年度から本格的な活動を開始している比較法政研究所の基盤整備のために、引き続き、法例集・判例集や基本図書の整備など研究の基本的な条件を整えたとともに、個人研究や共同研究を支援する為の研究費を配分する。 ②外部の法律専門家との研究会の定期的開催：法務研究科教員や、裁判官・弁護士など実務家とも協力して、継続的に民事法研究会、公法判例研究会、刑事法研究会などの研究会を開催し、最新の学説・判例に関する情報を交換する。 ③地域・社会との連携による研究活動：地元自治体や、弁護士会、中学・高校などとも協力して、多文化共生ならびに法教育・消費者教育に関する研究会を引き続き開催し、SDGsのための取り組みとして、研究フォーラムや科研申請の説明会などを通じて、この分野での活動強化に努め、また、地域の課題に対しても継続的に取り組んでいく。</p> <p>2. 研究資金の獲得状況 ①構成員間の研究情報の交換・共有：研究フォーラムを開催し、構成員間で研究に関する情報を交換する。また、研究基盤フォーラムを開催し、科学研究費など外部資金の獲得の為の情報を交換するとともに、科研申請書類の添削などを実施して、科学研究費への応募・獲得を一層促進する。さらに、法教育や接続教育などの法学部共同研究プロジェクトのあり方や問題点についても、研究基盤フォーラムを開催して検討する。</p>	<p>関連する 年度計画の番号</p> <p>【74-1】</p>	<p>研究領域における目標・取組の実施状況及び新たに生じた課題等</p> <p>1. 研究の実施体制ならびに実施状況 ①研究条件の整備：比較法政研究所の基盤整備のために、法例集・判例集や基本図書の整備など研究の基本的な条件を整えた。共同研究を支援する為の研究費を配分した。 ②外部の法律専門家との研究会の定期的開催：法務研究科教員や、裁判官・弁護士など実務家とも協力して、継続的に民事法研究会、公法判例研究会、刑事法研究会などの研究会を開催し、最新の学説・判例に関する情報を交換した。 ③地域・社会との連携による研究活動：地元自治体や、弁護士会、中学・高等学校などとも協力して、法教育・消費者教育に関する研究会を開催した。SDGsのための取り組みとして、研究フォーラム(年3回)や科研申請の説明会(年1回)を開催し、この分野での活動強化に努めた。</p> <p>2. 研究資金の獲得状況 ①構成員間の研究情報の交換・共有：研究フォーラムを開催し、全教員の研究業績および科研費採択状況に関する情報を交換した。また、研究基盤フォーラムを年2回開催し、科学研究費など外部資金の獲得の為の情報を交換した。さらに、法教育や接続教育などの法学部共同研究プロジェクトのあり方や問題点についても、研究基盤フォーラムを開催して検討した。</p>
<p>③社会貢献(診療を含む)領域</p> <p>1. 社会との連携、社会貢献 ①地域の自治体の委員等の派遣：地域の自治体や諸団体に必要な委員を継続して派遣し、自治体や団体の運営に協力し、これを通じて地域の諸々の課題解決に取り組む。 ②多文化共生事業、法教育事業等を通じた地域との連携：本学部教員と県内自治体等の職員から構成される岡山県多文化共生政策研究会を通じて、地元自治体の施策に協力する。 ③県下の中学・高校、弁護士会と連携して、地域の法教育事業を推進するとともに、これまでの法教育活動を通して得られた知見をもとに一昨年度に作成された消費者教育のための教材等を利用しつつ、消費者庁の推進する消費者教育事業に協力する。 ④生涯学習の支援：昨年度に引き続き公開講座を開催し地域の生涯学習の支援を行う。 ⑤国際的な研究交流：従来から展開してきた高雄大学との学術交流をさらに継続して行っていく。具体的には、本年度後半期に、岡山で高雄大学法学院の基礎法関係教員と共同研究会を開催する。 ⑥特に若手教員が、一定期間、海外に滞在して研究に専念する機会を提供する。</p>	<p>関連する 年度計画の番号</p>	<p>社会貢献(診療を含む)領域における目標・取組の実施状況及び新たに生じた課題等</p> <p>1. 社会との連携、社会貢献 ①岡山県、岡山市、倉敷市、玉野市をはじめとする自治体や岡山労働審議会および国民健康保険、岡山県立記録資料館などの運営協議会といった諸団体への委員の派遣を行った。 ②多文化共生政策研究会の枠組みを引き続き維持しつつ、総務省岡山行政監視行政相談センター開催の行政懇談会において、外国人の医療機関受入等に関わる提言を行うなど、多文化共生事業に協力する活動を行った。 ③県下の中等高等学校、岡山弁護士会と連携して、中高校生を対象としたジュニアロースクールを開催し、また、岡山大学付属中学校の学生を対象とした大学訪問における学部紹介やオープンキャンパスにおけるミニ講義の実施などの活動を通じて、地域における法教育事業の推進に寄与した。 ④昨年度に引き続き、7月に法哲学に関わるテーマによる公開講座を実施した。 ⑤11月に岡山大学において、高雄大学法学院と本学部の基礎法関係教員を中心に、両部局による共同研究会を開催した。 ⑥税法の若手教員に対して、米国での研究に引き続き従事することを承認するとともに、新たに、憲法の若手教員に対して、ドイツにおける研究生生活に専念する機会を与えた。</p>
<p>④管理運営領域</p> <p>1. 規定改正とその検証：一昨年度、採用・昇任に関する規定を改正し、また、教員活動評価の基準を変更しているため、今年度も引き続き、問題・支障がないかどうかを検証する。また講座の教員配置を昨年度より大幅に変更したので、この点について問題がないか検証する。その他、学部運営に関する規定改正の必要性がないか検討し、必要があれば、その改正を行う。 2. 一昨年度、国際交流に関する金光基金に関する規定をさらに見直したので、今年度は、昨年度に引き続いて新規定を適用し、問題がないかどうかを検証する。 3. 本部における研究・人事両面における体制刷新を踏まえて、学部構成員に対して、研究面、外部資金の獲得および大学院生の獲得に向けた取り組みに対する意識改革に関わる取り組みを強化する。 4. 教授会などの機会を利用して、ハラスメント、法令遵守その他の研修を行い、構成員の意識の向上を図る。 5. 将来における組織改編を無視して、法学部と法務研究科両執行部間の意見交換を定期的に行い、法曹コースや海外の大学との交流に係る問題等について、相互の協力・連携を強化する。 6. 大学執行部の基本方針を踏まえた上で、学部構成員の意向を十分に反映する形で学部管理の運営に適切に着手する。</p>	<p>関連する 年度計画の番号</p> <p>【93-1】</p>	<p>管理運営領域における目標・取組の実施状況及び新たに生じた課題等</p> <p>1. 令和元年度における新教員の採用を、昨年度に引き続き、新規定による手続きに基づいて支障なく進め、特に大きな問題のないことを確認した。また、年齢等のバランスを踏まえて所属教員の大幅な配置替えを行った新しい枠組みによる講座改編後の状況についても、昨年度に引き続き、大きな問題が生じていないことを確認した。さらに、今年度は、他部局に所属する教員の大学院社会文化科学研究科の兼担との関係で、学部運営に関する規程改正の是非などについての検討を行った。 2. 今年度も、昨年度に引き続き、金光基金を踏まえた国際交流に関わる新規定を適用し、海外への学生の送り出し事業に従事したが、こうした学生の送り出し事業とともに、海外からの学生受入のための支援事業にさらに力を入れていくべきであるとの新たな課題設定を行った。 3. 研究面では、研究基盤フォーラムや研究フォーラム、外部資金獲得のための説明会などを通じて、また、大学院生獲得のための取組みとしては、海外からの留学生を主たるターゲットとした大学院生獲得のための具体的なチャートを作成するなどして、学部構成員の意識向上のための活動を推進した。 4. 7月、11月および2月に、ハラスメントおよび発達障がいに関わる講演会を数次にわたり実施し、また、1月に輸出安全管理に関わる説明会を開催した。 5. 法学部と法務研究科両執行部間の意見交換を適宜行い、本年2月に、本学部における法曹コースの4月設置についての正式な認可を文部科学省より受けた。また、両部局との連携強化のための協力を通して、「法務研究科」の新設といった新たな課題についての検討を進めた。 6. 教授会や教育・研究等に係る学部内の各種フォーラムの活動等を通じて、基本として、学部構成員の意向を踏まえた学部管理の運営に適切に着手した。</p>